

農林水産省の輸出促進政策について

－ GFPや輸出産地育成支援を中心に－



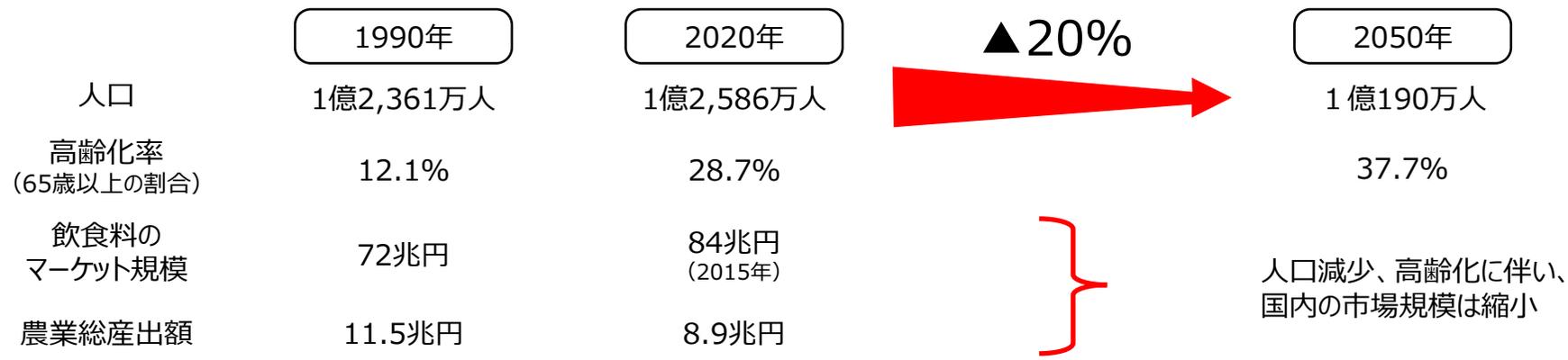
農林水産省

I. なぜ輸出促進が必要なのか



国内市場の変化

- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 総世帯の食料支出総額の推移を品目別にみると、生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度（100から75）に減少。また、加工食品への支出額は増加（100から111）するが、一人当たり支出額が支出総額を上回っていることから、加工食品の消費量は減少する見込み。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」、「農林業センサス」

○一人当たり食料支出額（単位：％）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合計	100	103	105	108	112	116
生鮮食品	100	99	95	93	91	89
加工食品	100	105	110	117	124	132
外食	100	104	106	108	110	113

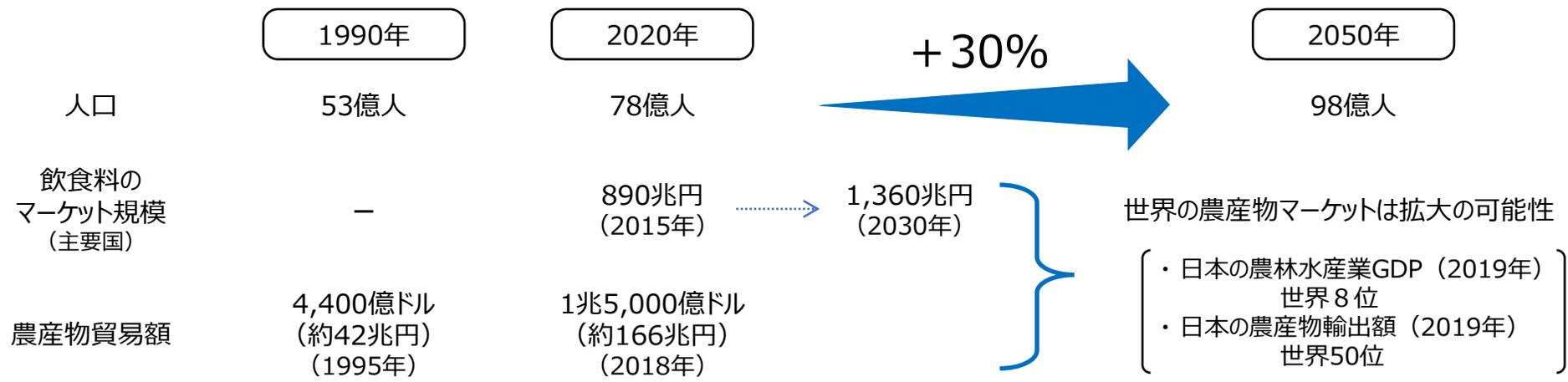
○食料支出総額（単位：％）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合計	100	101	100	100	99	98
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外食	100	102	100	99	97	95

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

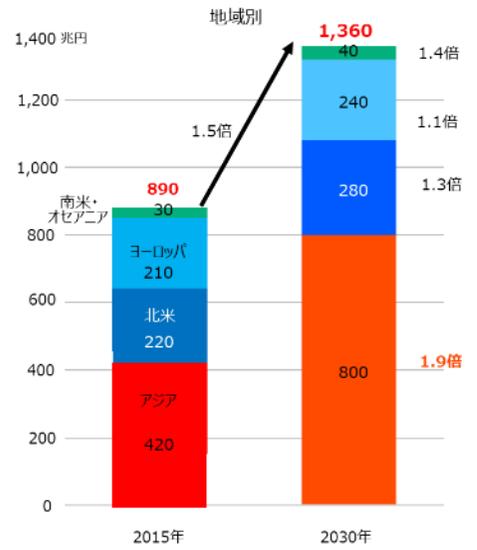
海外市場の変化

- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 農林水産業の生産基盤を維持・強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。



資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

○世界の飲食料市場規模



※グラフの数値は四捨五入して表示してある。
資料：OECD産業連関表

○国別・部門別の飲食料市場規模

単位：兆円

	2015年				2030年			
	生鮮品	加工品	外食	合計	生鮮品	加工品	外食	合計
アジア	221	146	57	424	409	292	93	794
北米	47	93	83	223	55	105	125	284
ヨーロッパ	53	97	60	211	62	105	75	242
南米・オセアニア	12	12	9	32	15	16	14	45
34か国・地域計	333	348	210	890	541	518	306	1,364

資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

農産物・食品の輸出割合

- 世界の農産物市場が拡大する中で、日本の輸出割合は他国と比較しても低いため、今後、輸出増のポテンシャルは比較的高い。
- 国内生産額の10%を海外市場へ販売することで、5兆円目標を達成し、国内の農林水産業の活性化を図る。

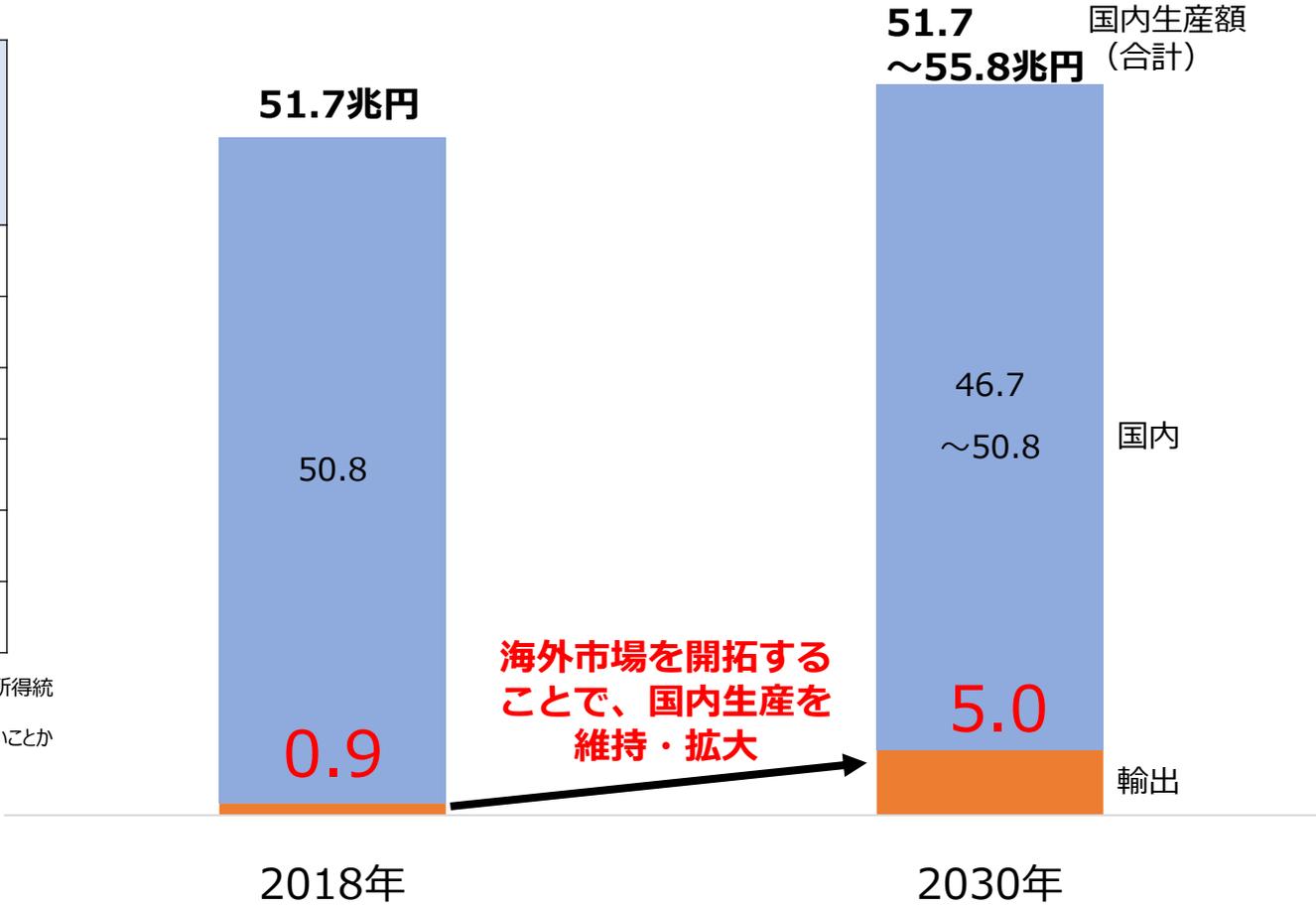
○ 諸外国の農産物・食品の輸出割合

(億ドル)

国名	生産額 (農産物・ 食品製造業)	輸出額 (農産物・ 加工食品)	輸出割合
アメリカ	12,335	1,442	12%
フランス	2,591	730	28%
イタリア	2,302	485	21%
イギリス	1,548	286	18%
オランダ	1,066	1,018	95%
日本	4,725	84	2%

資料：FAOSTAT, 三井物産戦略研究所, Global Trade Atlas, 生産農業所得統計, 工業統計, 林業産出額, 漁業産出額, 農業・食料関連産業の経済計算
 注：日本以外の諸外国の林業・漁業生産額については、比較可能な統計がないことから、生産額、輸出額とも含めていない。日本のみ農林水産物として算出。

○ 5兆円目標の意義



資料：農業：農業総産出額（生産農業所得統計）
 林業：木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額等（工業統計）及び栽培きのこ類の産出額（林業産出額）の合計
 漁業：漁業産出額（漁業産出額）
 食品製造業：国内生産額（農業・食料関連産業の経済計算）
 注1：食品製造業の原料の一部に農業、林業、漁業生産物が含まれる。
 注2：2030年の国内生産額は試算値

食料・農業・農村基本法見直しにおける輸出促進の位置づけ

- 本年6月2日に開催された、総理を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定。輸出の促進については、農業生産基盤の維持を図るために不可欠なものとして政策上位置づけ。
- この新たな展開方向に基づき、令和6年の通常国会への食料・農業・農村基本法改正法案の提出に向けた作業を加速化する、との総理指示。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日）】

II 政策の新たな展開方向

1 食料安定供給の確保

（3）農産物・食品の輸出の促進

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進については、国内の農業生産基盤の維持を図るために不可欠なものとして政策上位置付ける。その際、国産の農産物・食品の輸出の促進について、農業者等へ真に裨益するよう、

- ① 地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成
- ② 生産から加工、物流、販売までのサプライチェーン関係者が一体となった戦略的な輸出の体制の整備・強化
- ③ 海外への流出防止や競争力強化等に資する知的財産等の保護・活用の強化

等の施策を確実に講ずる。

なお、輸入の急増、国内生産の減少の際に必要な輸出入に関する措置についても適切に講ずる。

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会

【中間とりまとめ（令和5年5月）】

第2部 分野別の主要施策

1 食料分野

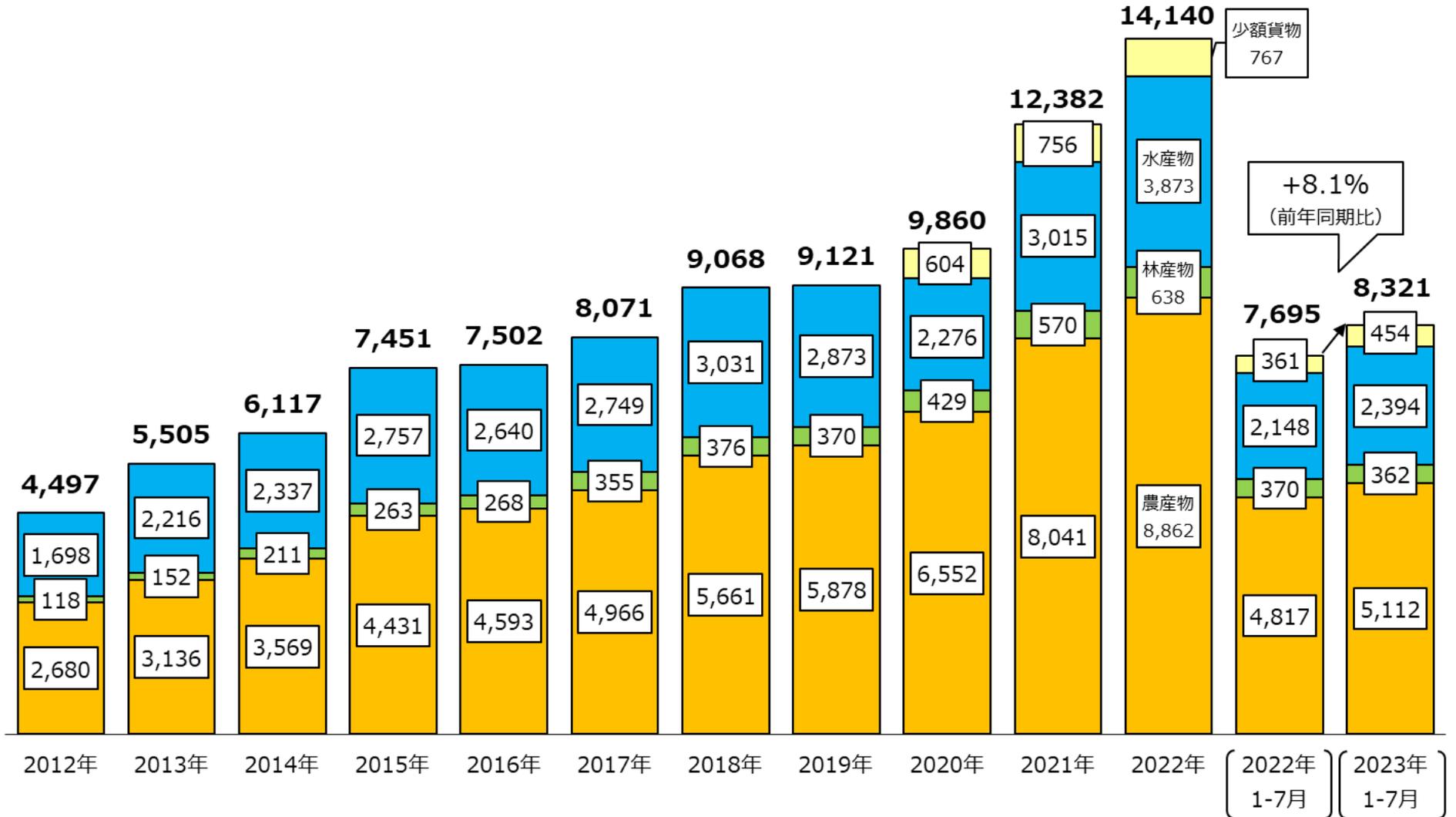
（3）食料施策の見直しの方向

⑥ 輸出施策

輸出を国内農業・食品産業の生産の維持・強化に不可欠な要素として位置付けた上で、農業者等に裨益する効果を検証し、国民にも示しつつ、輸出産地の形成や食品安全・環境に係る規制対応のための施設整備や技術指導、人材育成により供給力を向上させる。また、輸出品目ごとに生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る品目団体や、輸出支援プラットフォーム等の海外拠点を活用し、海外の消費者・実需者のニーズを捉え、これに対応した食料システムを構築する。海外展開には一定のリスクも伴うことも踏まえ、商流開拓やリスク低減等についての支援を講じ、農業者・製造者が輸出に容易に取り組むことが可能な環境を整備する。

農林水産物・食品 輸出額の推移

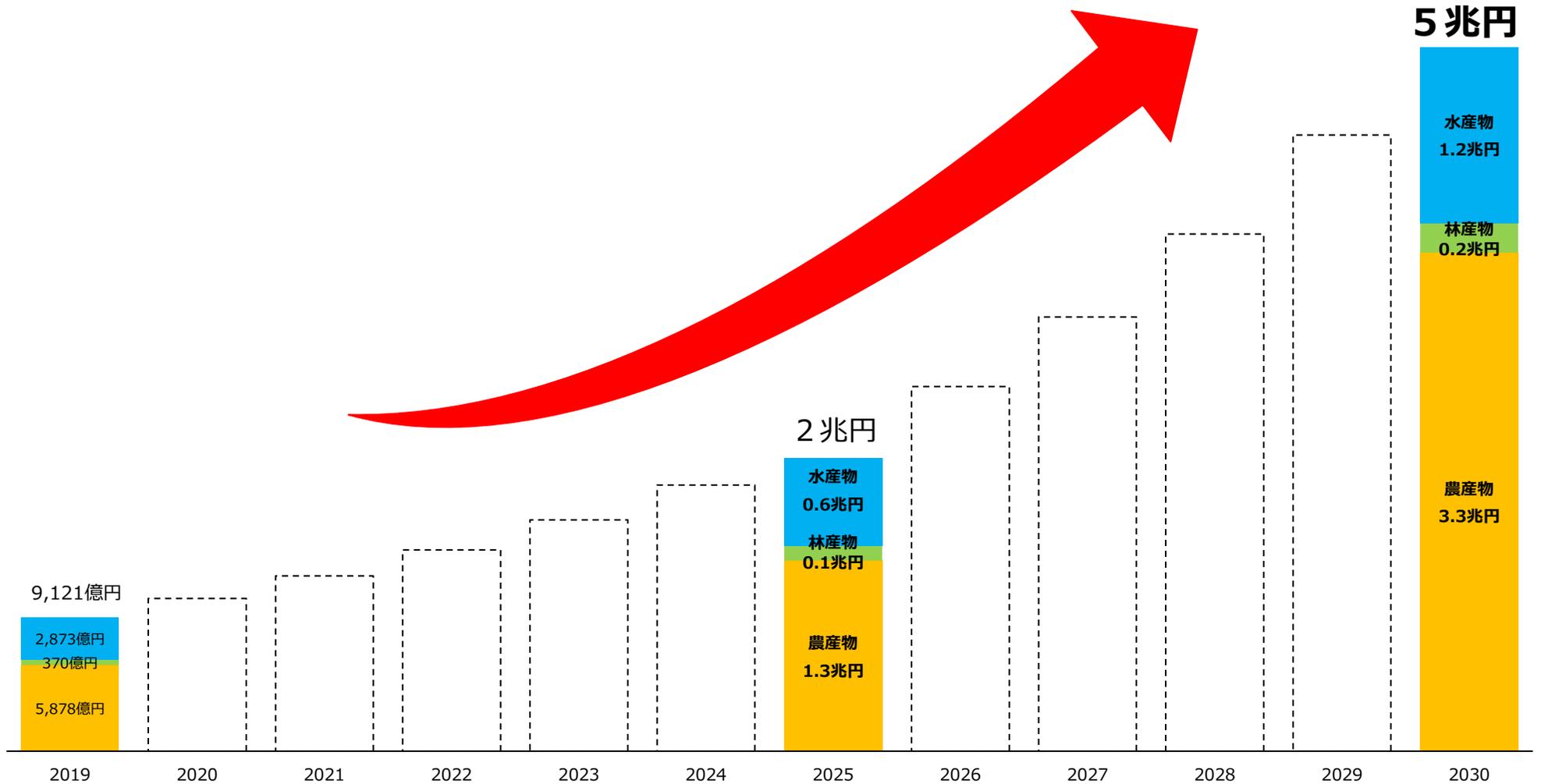
(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年12月改訂）について

戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の施行（R4年10月1日）等を踏まえ、R5年度に実施する施策、R6年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ① 輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定
- ② 輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③ 品目団体の組織化とその取組の強化
- ④ 輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤ JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥ 日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦ リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧ **マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開**
- ⑨ 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩ **輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成**
- ⑪ 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑫ 輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑬ 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑭ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑮ 日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化

Ⅱ. GFP農林水産物・食品輸出プロジェクトについて



農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- GFP（ジー・エフ・ピー）は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

- 農林漁業者・食品事業者へのサービス
 - ・専門家による無料の輸出診断
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供
- 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・GFPビジネスパートナーの紹介等による支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
 - ・セミナー等を通じたGFP登録者の優良事例の共有
 - ・過去のセミナー動画のアーカイブ化による輸出ノウハウの提供

GFPの登録状況（8月末時点）

GFP登録者数

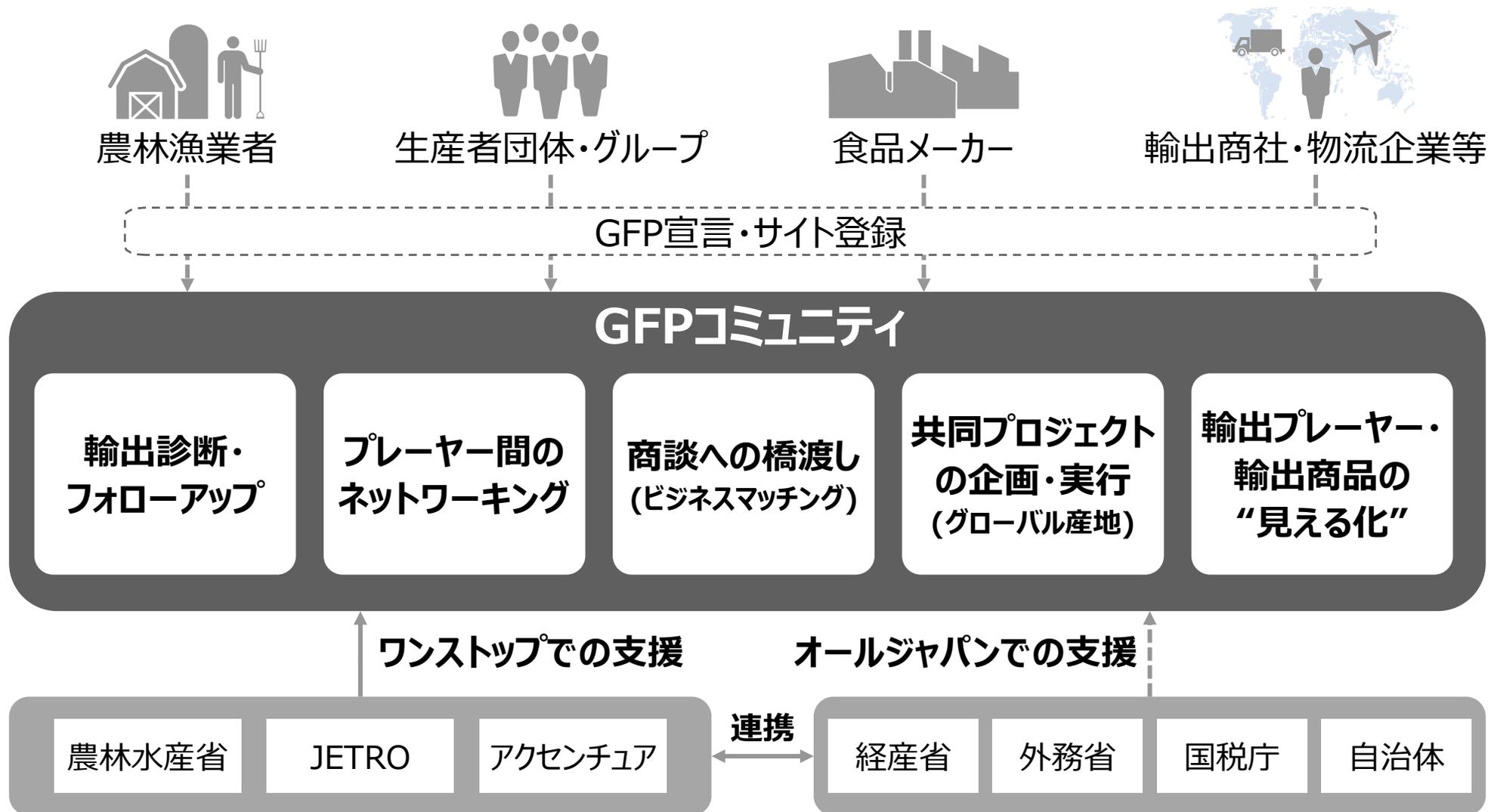
区分	登録者数
農林水産物食品事業者	4,478
流通事業者、物流事業者	3,685
合計	8,163

輸出診断申込状況

区分	
輸出診断申込数	1,607
うち訪問診断希望者	1,188
訪問診断完了数	701

GFP発足の経緯 ~GFP全体像

2018年8月の立上から、従来の手法にとられない取組を通じて登録者からは高い評価を頂き、GFPコミュニティは継続的に拡大。



GFPコミュニティサイト

自社マイページでのPR、輸出会社とのコンタクトが可能。

1 マイページで自社商品、サービスをアピール



3070名※以上の会員へ、自社商品・サービスを写真付きでアピールすることができます。気になった会員の方へは直接コンタクトを取ることも可能です。

※2020年5月18日現在

2 掲示板機能でビジネスマッチングをサポート



買いたい・売りたいのニーズのある会員に対して募集・応募ができます。その他、輸出に関するイベント、サポート等も掲示板を通じて募集・応募することが可能です。

3 輸出に役立つ会員限定情報

補助金・補助事業を知る

海外でプロモーションをしたい

展示会・商談会に参加したい

輸出をサポートするサイトリンク集や、熱意の高いGFP会員の方から提供される鮮度の高いリアルな情報を提供していきます。

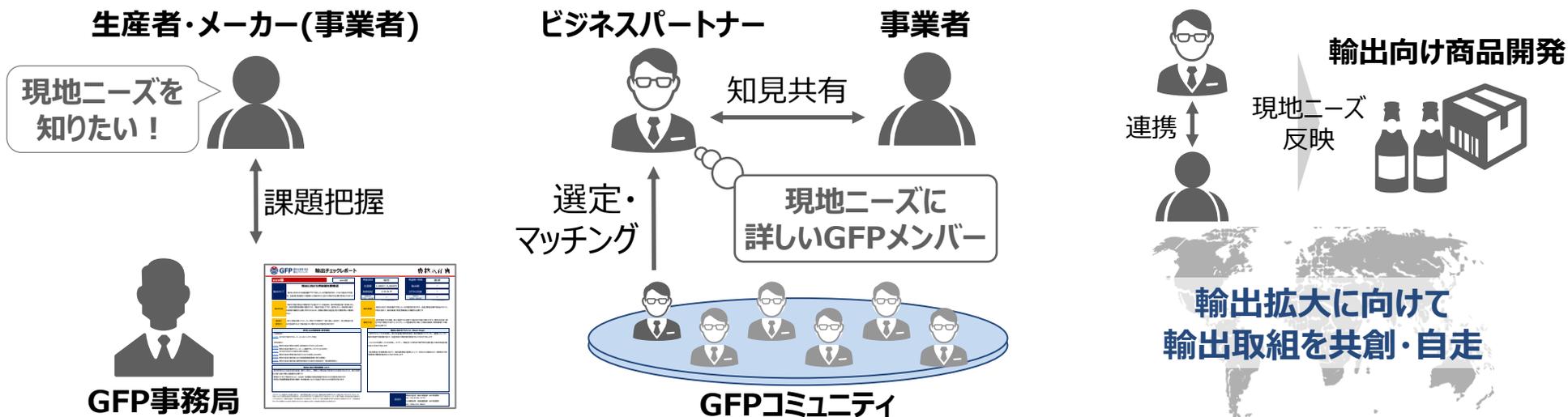
輸出診断・ビジネスパートナーマッチング（フォローアップ）の全体像

輸出診断を通じた事業者の課題を把握した上で、課題解決に最適なGFPメンバー(=ビジネスパートナー)をマッチングし、二人三脚での輸出取組の共創・自走を促進。

輸出診断

ビジネスパートナーマッチング

自立自走した輸出取組



きめ細やかな課題把握

- 現地訪問/オンラインMTGを踏まえて、輸出に向けた課題を深堀
- 知見・経験が豊富な診断要員によるヒアリング・アドバイス

課題解決に資するマッチング

- 課題解決に最適な専門家(ビジネスパートナー)をマッチング
- GFPメンバーの内、輸出取組を“共創できる”有力な現役プレイヤーを選定(無償協力)

輸出取組の自立自走

- 事業者同士が本業の一環として輸出取組を自立的に推進
- 事務局は最低限の進捗管理を通じて取組の自立自走を支援

GFPセミナー・交流会等のイベント開催

全国各地でGFPのセミナー、交流会等を開催し、全てのイベントにおいて、100人以上の登録者が参加。



GFP海外マーケットセミナー
（オンラインセミナー形式）
& ビジネスマッチングセッション

2019年10月16日（水） 13:00~17:00（実施地域 12ヶ国）
定員150名

● 会場・アクセス
選田水産ビル 本館7階 研修室
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

● 申し込み方法
申し込みURL: <https://www.gfp-japan.com/2019/10/16/>

● 問い合わせ先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
GFP事務局 電話: 03-5561-1111



第一期生募集開始！

GFP輸出塾

GFP登録者の輸出拡大に向け「GFP輸出塾」（全3回）を開催！
第一期生を募集します！

GFP輸出塾はコガポイント！

- 輸出の実践的な知識が身につくプログラムを提供！自社に合った輸出スタイルの明確化・商談に向けた準備が可能です！
- グループワークを通じて知識を定着！GFPメンバー同士で切磋琢磨しつつ、輸出戦略を検討します！
- 現地の輸出商社・海外バイヤーが講師として参加！習得した知識を実践し、早期輸出に繋がっていただくマッチング機会も準備します！

開催日時
第1回：2021年1月22日（金）
第2回：2021年2月12日（金）
第3回：2021年3月12日（金）
各回10:00～16:30（開講：9:30）
※全3回ライブ配信録画版と同日開催方式が実用になる可能性があります
※全ての回、録画に収録できる方を対象とさせていただきます

方法
オンライン開催（変更）
※参加者は別途参加方法を準備いたします
※第3回は現地で開催させていただきます
※現地開催会場：日比谷公園ビルコンファレンススタジオ（東京）

対象
GFPにて登録している生産者・メーカーの皆様
※実際に自社商品を海外に輸出した経験があり、輸出拡大に向けた課題解決に積極的に取り組む意欲をお持ちの方

定員
20名（参加費無料）
※交通費・宿泊費は自己負担となります。

本輸出塾の詳細プログラム・申込方法はチラシ裏面をご覧ください

主催 MAFFF 協賛 accenture 協賛 成神利快 協賛 株式会社ワンゴ



ネット

GFP超会議

「マーケットイン」で切り開く輸出の未来

金福生配信！

日程 2021年3月16日（火）13:00～17:10
方法 オンライン開催（YouTube生配信）
視聴URL <https://youtube.jp/2021/03/16/>

「マーケットイン」での輸出拡大をテーマに、オンラインによるセミナーを開催します。5兆円目標の達成に向けた大ロットでの販路拡大を目指す上でのヒントとなる、現地マーケットの最新情報（特に現地の産品・消費者のトレンド等）に関して、主要な海外バイヤー、GFP役員等からご講演いただきます。

13:00-13:30 「マーケットイン」に基づく輸出拡大のポイント（付録動画セッション）
マーケットインの意義と「現地の産品」の魅力を最大限に引き出すための最新情報（現地バイヤー・消費者のトレンド等）を共有します

13:30-15:30 コロナ影響下での各国の現地ニーズ（海外バイヤー 講演依頼）
コロナ禍での各国における現地ニーズの最新情報と、現地バイヤー・消費者のトレンド等に関する最新情報をお話しします

15:40-16:25 「マーケットイン」に基づく輸出取組事例（GFP役員等による講演依頼）
GFPを通じて実現した「マーケットイン」での輸出拡大の事例を共有し、現地バイヤー・消費者のトレンド等に関する最新情報をお話しします

16:25-17:10 輸出に役立つサービス情報（物流・輸送に関する最新サービス等）
輸出に役立つ最新のサービス、最新情報・最新情報等を共有

主催 MAFFF 協賛 accenture 協賛 成神利快 協賛 株式会社ワンゴ

- 参加者によるワークショップ
- 輸出事例紹介
- 輸出商社・物流企業等との意見交換
- 動画サイトでの同時中継
- 現地マーケット情報セミナー 等

GFPコミュニティサイトにおいて、これまでのイベントにおける講演等の動画をアーカイブ化（会員向けコンテンツ）

GFP登録者への情報提供

- ・ 規制や補助金等の輸出に関わる有益な情報のメール発信
- ・ GFP公式FacebookページやYOUTUBEチャンネルを立ち上げ、日々の活動情報やイベント情報などの発信

メルマガによる情報発信

2019/03/01 (金) 14:06
GFP事務局
FW: 有機JAS-GAP認証取得や輸出向け資材等の経費を支援する事業の公募のお知らせ (公募締め切り: 3/15(金))
宛先: GFP事務局

添付ファイル: (1) 事業PR/CP (有機JAS認証取得等支援事業).pdf (388 KB); (2) 事業PR/CP (GAP認証取得等支援事業).pdf (399 KB); (3) 事業PR/CP (GAP認証審査員の候補者育成支援).pdf (422 KB)

GFP登録いただいた皆様
お世話になっております。
GFP事務局です。

農産物の輸出拡大に向け、(一社)全国農業改良普及支援協会が「国際認証取得等支援事業」の公募をしておりますので、ご有機JAS認証やGAP認証は輸出をする際にも重要な認証ですので、この機会をぜひご活用ください!!

【公募期間】平成31年3月15日(金)まで
詳しくは、下記URLをご覧ください。
(一社)全国農業改良普及支援協会 HP
<https://www.iadea.org/news/index.html>

Facebook

GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト
@maff.gfp

あなたを、
生産者の日本代表にしたい。

100億人ではなく、
農林水産業へ。

【GFP海外マーケットセミナー&ビジネスマッチングセッション(10/15) 参加者募集のお知らせ】 #GFP

YOUTUBE

【公式】GFP事務局
3本の動画
チャンネル チャンネル登録 7

【公式】GFP事務局の最新の動画をお見逃しなく

GFP超会議 2019 in Hokkaido カット版
【公式】GFP事務局
3週間前・16回視聴
2019年6月21日(金)に開催した【GFP超会議】のノーカット版映像です! 03:15 開

GFP超会議 2019 in Kyusyu カット版
【公式】GFP事務局
4週間前・9回視聴
2019年6月14日(金)に開催した【GFP超会議】のノーカット版映像です! 03:18 開

GFP優良事例：大吉農園

2019年GFP訪問診断を実施後、GFP超会議を通じて認証取得や商談会情報の収集、更に輸出取引先からの引き合いを受け、シンガポール向けにキャベツの輸出成功。

GFPの繋がりを通じて知識習得・新規取引先を獲得

課題 1

輸出経験が無いため、輸出に向けて何から始めれば良いかわからない

課題 2

実際に輸出をする上で、商品の荷姿や梱包の方法・注意点を知りたい

課題 3

輸出に取り組む方々から刺激をもらい輸出に向けて本格的に取り組みたい

GFP訪問診断

GFP訪問診断で輸出の“イロハ”を学ぶ

農水省・JETRO職員から、規制情報や海外ニーズの傾向、商談会・展示会を活用した販路開拓などのアドバイスをを受け、輸出に向けて取組開始



訪問診断の様子

関係機関等とのネットワークを活用

初めての輸出の際に、GFPを通じて連絡先を把握した全国植物検疫協会の専門家から直接指導を受け、トラブルなく無事に1回目の輸出が成功



直接指導の様子

GFP超会議

国際的な認証取得の必要性を把握

ASIAGAP取得の重要性や、認証取得に向けて商談会参加の必要性を知り、後日商談会に参加。商談会を通じて現在の販路を構築



GFP超会議・商談会の様子

GFPを通じた輸出取組の感想



大吉枝美 様

- GFP参画をきっかけに、輸出に関して漠然としたイメージしか持っていなかった状態から、1年以内に輸出を実現しました！
- 更なる輸出拡大に向けて、生産量の拡大と集出荷設備の拡充を図ると共に、これまで通り、取引先のニーズを把握し、海外のお客様の喜ぶ顔を思い浮かべながら、鮮度が良く・品質の高いキャベツ生産に励んでいます！

GFP登録のご案内

**輸出に関心のある産地・事業者の方は、
ぜひGFPにご登録ください！**



GFP

農林水産物・食品
輸出プロジェクト

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



Ⅲ. 輸出産地の形成について



輸出規制に対応できる産地の現状

- 農林水産物・食品の輸出に際し、輸出先国から求められる各種規制は、国ごと、品目ごとに国内の基準と異なり、より厳しい傾向にある中で、国内向けの産品を、規制が厳しい国へそのまま輸出することは難しい。
- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制措置を踏まえながら、規制に対応した産地をさらに増加させていく必要がある。

輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

規制対応の種類	規制の内容・例
食品衛生	○ 輸出先国から求められる衛生条件に対応した施設である旨の認定等が必要（例：米国・EU等向けの牛肉輸出には施設認定が必要）
動植物検疫	○ 輸出先国によって異なる検疫措置に対応や産地の登録が必要（例：米国向けりんご輸出には生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要、タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理が必要）
その他 (食品添加物、残留農薬、容器・包装等)	○ 国内と異なる食品添加物規制や残留農薬基準、容器・包装基準等に対応する必要

【対応が必要な輸出先国の検疫措置の例（りんご）】

輸出規制の厳しさ	輸出先国	検疫の有無	検疫措置			輸出実績 (R3)
			生産者・園地登録	選果場の登録	その他	
低 ↓ 高	香港	無	—	—	—	35億円
	タイ	有	要	要	—	4億円
	米国	有	要	要	・低温処理 ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査	2.5百万円

これらの規制等に対応した産地は限定的であり、さらに増加させていく必要がある

- 米国・EU向けに認定された牛肉輸出施設は、EU向け11施設、米国向け15施設（成牛処理実績のある国内の食肉処理施設123施設）
- 米国向けに園地登録されたりんごの生産園地は4園地、約7ha（全国のりんご栽培面積36,800ha）
- タイ向けに園地登録されたかんきつ類の生産園地は41園地、約26ha（全国のかんきつ類栽培面積63,200ha）

(注1) 輸出拡大実行戦略における米国・EU等向け施設整備目標は25施設（2025年）
 (注2) 全国の栽培面積は令和3年作物統計による

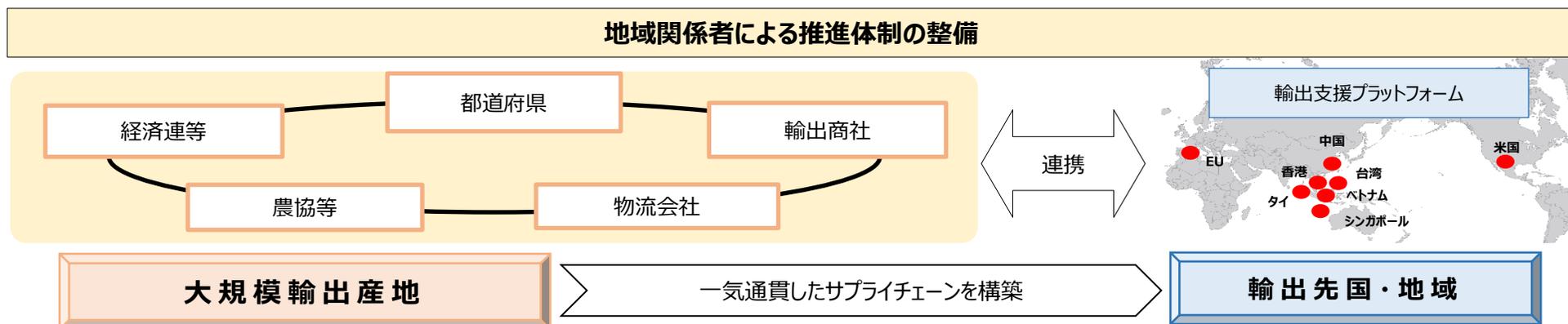
マーケットインの発想で取り組む輸出産地の育成を加速化させることが必要

1 地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成

大規模輸出産地の育成

- 今後、①都道府県やJA、地域商社等の地域の関係者が一体となって、輸出支援プラットフォーム等と連携しながら、地域全体として輸出に取り組む推進体制を整備し、②生産面や集荷・船積み方法等流通面の転換を通じ、**生産から流通・販売までを繋ぐ大規模輸出産地を育成**することにより、**国内生産基盤の維持・強化を図る**。(所得向上効果を明記した事業実施計画に基づき、施策の効果を検証。)

地域関係者による推進体制の整備



- ・ 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出用生産の拡大等



- ・ 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・ 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等

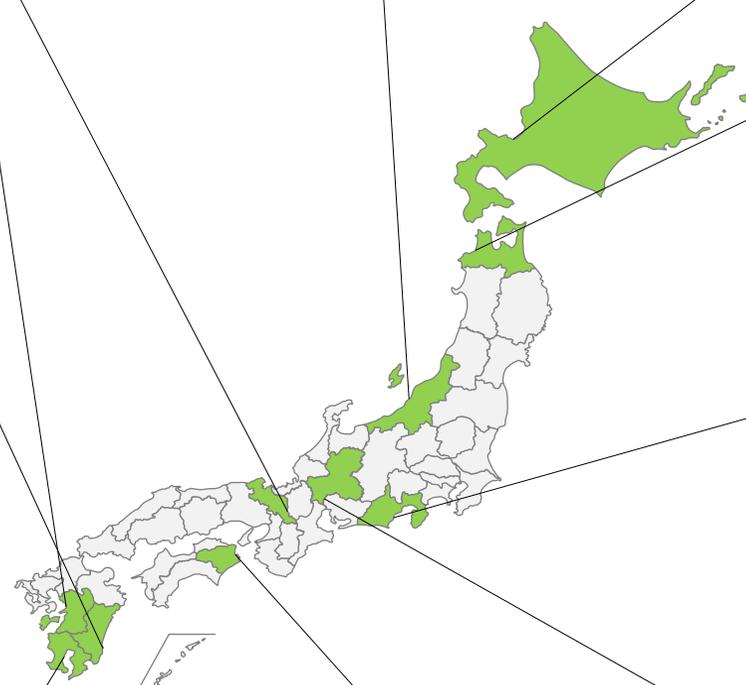


生産面や集荷・流通面の転換

JAグループ間の連携による産地指導等

- こうした大規模輸出産地の形成に当たっては、国内流通の大宗を占めるJAグループの取組が必要不可欠。
- JAグループが総力をあげ、主体的に輸出産地の課題を踏まえたより効果的な指導等ができるよう、**JAグループと国とが定期的に協議する場を設け、連携して輸出産地を育成**。

GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト採択地区一覧



京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会(茶)

<京都府、JA茶業部会、茶生産組合、茶商等が参画>

「京の米で京の酒を」推進会議(日本酒)

<京都府、JA全農京都、酒米生産者、酒造会社等が参画>

- ▶ 茶：輸出向けの有機栽培、減農薬栽培園地を拡大・団地化
 - ▶ 日本酒：欧州の嗜好にあった酒米(祝2号)に一斉転換するとともに、祝2号の特色を生かした日本酒を開発
- また、EU向けに茶と日本酒のコンテナ混載による輸出を拡大

熊本県(いちご、メロン)

<熊本県、経済連・JA、輸出商社、資材業者等が参画>

- ▶ いちご：県育成品種について、台湾向けの防除体系を確立・普及
- ▶ メロン：ニーズの高い赤肉品種への作付け転換を行うとともに、スーパークーリングシステム等を活用した鮮度保持輸送を実証

みやざき『食と農』海外輸出促進協議会(きんかん、日向夏、かんしょ)

<宮崎県、経済連・JA、農業法人、輸出商社等が参画>

- ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアする新たな生産体系の確立・普及により、輸出仕向けの供給量の拡大を図るとともに、出荷期間を延長
 - ▶ 日向夏(果汁)：EU向けの新たな防除体系を導入する園地への転換と併せ、紙バックに代わるEU規制に対応した容器を開発
 - ▶ かんしょ：基腐病の発生リスクの少ない地域に輸出専用団地を形成し、ドライコンテナを使った輸出により腐敗リスクを低減
- また、上記品目について近隣県の地方港からの輸出を拡大

鹿児島県(かんしょ、きんかん、ぶり・かんぱち)

<鹿児島県、経済連、農業法人、漁協、輸出商社等が参画>

- ▶ かんしょ：世界的な有機ニーズに対応し、輸出向けの有機栽培園地を拡大
 - ▶ きんかん：台湾向けの残留農薬基準をクリアできるよう、防除暦の作成・県内他産地への普及により、輸出に取り組む生産者を拡大
 - ▶ ぶり・かんぱち：天然種苗に依存せず県内で育成した人工種苗の活用により持続的な輸出産地を育成
- また、上記品目について県内港からの輸出を拡大

新潟県(コメ、日本酒、錦鯉)

<新潟県、JA、農業法人、酒造組合、錦鯉団体、輸出商社等が参画>

- ▶ コメ：コスト低減に資する直播栽培や減農薬などの環境に配慮した生産方法への転換により競争力を強化
 - ▶ 日本酒：県オリジナルの麹菌、酵母を使った輸出用日本酒の開発と併せ、県内の小口取引をまとめて大ロットで輸出
 - ▶ 錦鯉：AI技術等を活用し病気に罹患していない商品価値の高い錦鯉の生産体系を確立
- また、上記品目の混載による地元空港からの直接輸出を拡大

徳島県(いちご)

<徳島県、(株)世界市場、農業法人、農薬メーカー等が参画>

- ▶ 台湾向けいちごの産地形成に向け、輸出商社と農薬メーカーが連携し、防除暦を作成、普及
- ▶ 鮮度保持技術の知見を有する技術者による研修を行うとともに、フライト時刻から逆算して出荷から現地までのコールドチェーンを確立

北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会(コメ、かんしょ、たまねぎ)

<北海道、ホクレン、JA、JETRO、コンサル等が参画>

- ▶ コメ：米国向けに直播を活用した多収品種の栽培面積を拡大
- ▶ かんしょ：輸出向けのかんしょの増産・品質改善を進めるとともに、長期保管技術の確立により出荷期間を延長
- ▶ たまねぎ：台湾でのニーズが高い大玉を鮮度保持したままで届ける生産・流通体系を確立

アスノツガル輸出促進協議会(りんご)

<(株)日本農業、生産組合、生産法人等が参画>

- ▶ 農家段階での粗選果、木箱使用、市場までの運搬等をなくした、農家負担の小さい新たな集荷システムを導入
- ▶ 上記を通じて農家に栽培に集中してもらい、傷や色むらのない輸出向きの大玉・小玉りんごに特化した生産を拡大

静岡県茶輸出拡大協議会(茶)

<静岡県、経済連、茶生産者、茶商、JETRO等が参画>

静岡県かんしょ輸出促進協議会(かんしょ)

<静岡県、(株)日本農業、農業法人・生産者、資材業者等が参画>

- ▶ 茶：県内4地区の産地で、有機栽培園地等を拡大し、地元港を活用した北米向け大ロット混載輸出を推進
- ▶ かんしょ：荒廃農地(20ha)を再生し、輸出用かんしょを増産することにより、コンテナ満載を前提とした輸出体系を構築

岐阜県農林水産物輸出促進協議会(かき)

<岐阜県、JA全農岐阜・JA、輸出商社、JETRO等が参画>

- ▶ 県内3地区で選果梱包施設の認定を取得し、タイの検疫条件等に対応した県オリジナルブランド柿をはじめとする柿の輸出産地を形成
- ▶ 品質保持技術の確立と併せ、貯蔵・包装を行う中間拠点の設置により効率的な物流ルートを構築

大規模輸出産地のモデル形成等支援事業

【令和6年度予算概算要求額 798（480）百万円】

<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域関係者が輸出推進体制を構築して行う**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体制への転換**を通じた、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地のモデル形成等支援（新規）

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の構築

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・販売に係る関係者が参画する輸出の推進体制を構築し、海外の輸出支援プラットフォーム等と連携して産地の輸出戦略づくり等を行う取組を支援します。

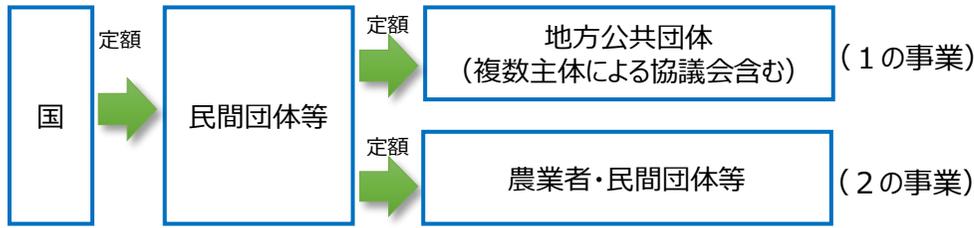
②大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成**を支援します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等の支援

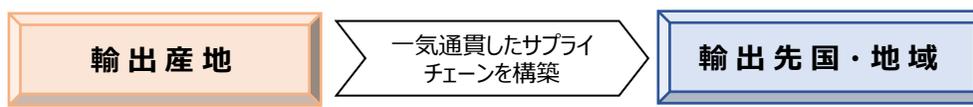
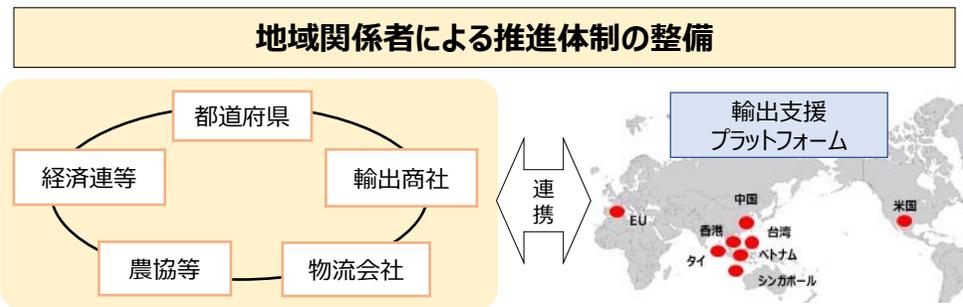
輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地のモデル形成等支援】



(生産面の転換)

- ・ 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出用生産の拡大 等



(集荷・流通面の転換)

- ・ 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・ 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



生産面や集荷・流通面の転換

IV. その他の輸出促進施策について



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策（認定農林水産物・食品輸出促進団体）

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、国が輸出促進法に基づき「認定農林水産物・食品輸出促進団体」（認定品目団体）として認定する制度を令和4年10月より開始。
- 認定品目団体は、個々の産地・事業者では取り組み難い、非競争分野の輸出促進活動（市場調査、ジャパンブランドによる共同プロモーション）を行い業界全体の輸出を拡大。

認定制度

農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

農林水産物・食品の輸出促進業務に、品目の生産から販売までの幅広い関係者が緊密に連携しオールジャパンで取り組む法人。

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言



商談会

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出の取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）

認定申請



輸出促進法*第43条に基づき認定



主務大臣
（農林水産大臣・財務大臣（酒類のみ））

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

認定団体に向けた支援

認定団体は、法律により①～④の特例や援助が得られるとともに、品目団体輸出力強化支援事業等で優先的に採択。

- ① 中小企業信用保険法の特例、② 食流機構による債務保証、
- ③ FAMICによる協力、④ JETROの援助

認定状況

令和4年10月の制度開始後、17品目9団体を認定。

認定団体名	対象とする輸出重点品目
（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
（一社）日本真珠振興会	真珠
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
（一社）全日本コム・コム関連食品輸出促進協議会	コム・パックご飯・米粉及び米粉製品
（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
（一社）日本青果物輸出促進協議会	青果物7品目※
（公社）日本茶業中央会	茶
（一社）全日本錦鯉振興会	錦鯉

※りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜

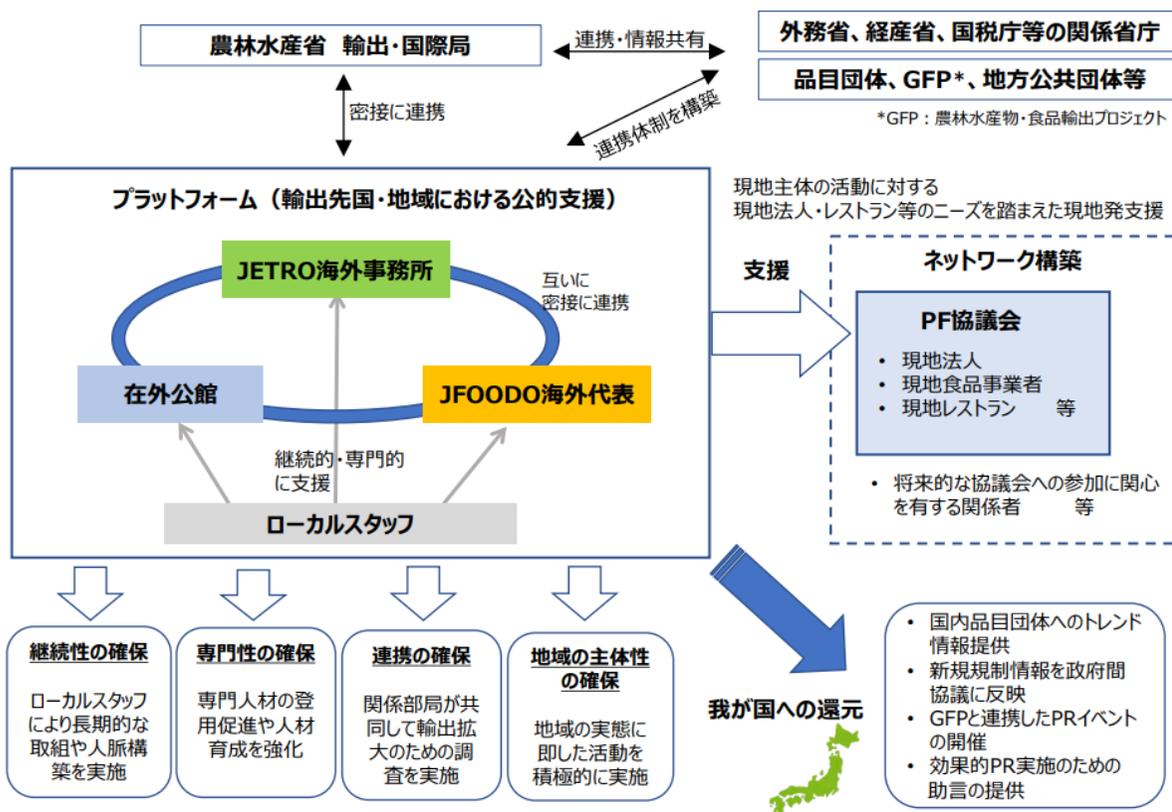


認定証授与式（農林水産物等輸出促進全国協議会総会内で実施）

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策（輸出支援プラットフォーム）

- 輸出支援プラットフォームは、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため設立。
在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員が主な構成員。
- 2022年4月の米国をはじめとして、EU、タイ等の8カ国・地域において立ち上げ済。今後も必要に応じ、市場として有望な重点都市への拡大を検討。

輸出支援プラットフォーム（PF）のイメージ



プラットフォーム設置国・地域

設置国・地域	事務局設置都市（候補）
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル
ベトナム	ホーチミン
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	北京
	上海
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策（加工食品の輸出拡大に必要な支援）

加工食品クラスター

加工食品クラスターでは、食品製造業者等が連携して個社単独では難しい以下のような輸出拡大に向けた活動を実施。

複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っている。

<輸出拡大に向けた活動事例>

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同して、国内外の見本市・展示会への参加。
- 海外バイヤーの招聘



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用

ブランドの確立に向けた取組

ブランドの明確化による国際競争力の強化

- GI、地域団体商標等の取得
- 有機JASの取得



海外規制情報等の共有

単独では海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外のニーズ・規制（特に添加物、包材）等の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

HP : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kakou_cluster.html

加工食品クラスターの取組事例 :

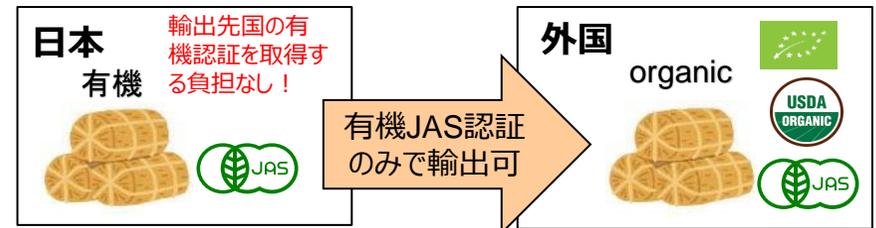
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html>

有機JAS

米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。

有機同等性を活用した輸出

輸出先国との間で、有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能。



有機酒類の追加

改正JAS法（令和4年10月施行）に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。

米国やEU等と有機酒類の同等性の交渉を進める。

カナダとの間で令和5年8月31日より有機同等性を発効。

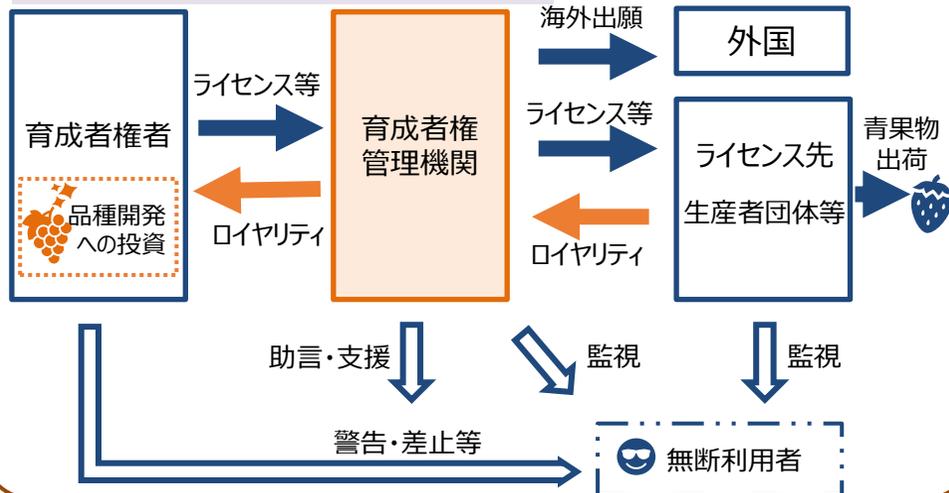


輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策（知的財産の活用）

育成者権管理機関の設立に向けた取組

- 海外において我が国の品種をより実効的に保護しつつ、活用していくため、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元する機能を果たす育成者権管理機関の取組を推進。
- 2023年度から、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、海外への品種登録や海外ライセンスに向けた取組を開始。早期の法人設立を目指す。

育成者権管理機関のイメージ



効率的・効果的な模倣品対策の実施

- 地理的表示（G I）[※]登録により、その製品の名称の不正使用や模倣品を市場から排除し、当該製品の名称、ブランドを保護。
- EU・英国とG Iの相互保護を行うほか、輸出先国の状況に応じて、G I等を活用した知財権確立に向けた提案、侵害監視、侵害発覚時の対策支援等により、効率的・効果的な模倣品対策を推進。

- ・ G I相互保護国では、外国当局が不正使用を取り締まり、排除。
- ・ 農水省において、海外のECサイトや店頭、商標出願におけるG I名称等の不正使用を調査し、削除・修正を要請するとともに、冒認商標出願に対するG I団体による異議申立を支援。



スペインのレストランで南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」の表示

EU当局が取締り



「中国産」市田柿と差別化

- ・ G Iにより真正な日本産品としてアピールし、競合する外国産品を差別化

※ 地理的表示（G I）保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。27

輸出事業計画について

輸出事業計画の認定制度とは

我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度

R4年法改正で①農林水産物・食品輸出基盤強化資金、②施設等の整備に対する所得税・法人税の特例、③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度、④食品等流通合理化促進機構による債務保証、⑤農地転用手順のワンストップ化を新たに措置

法改正に伴う計画記載事項の追加

必須記載事項（第37条第2項）【従前どおり】

- ① 輸出事業の**目標**
 - ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
 - ③ 輸出事業の**内容及び実施期間**
 - ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
 - ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**
- ④輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法について、計画期間中の年毎に必要な資金の額・内訳や資金調達の方法等を記載するよう様式を修正。



任意記載事項（第37条第3項）

施設整備に関する計画

- ① **施設の種類、規模**その他の施設の整備内容
- ② 施設の用に供する**土地の所在、地番、地目及び面積等**

- **以下の支援策を活用する場合には、記載が必須。**
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手順のワンストップ化）

- 以下の支援策を活用する場合は、別様式の提出が必要。
- ・ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金
 - ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手順のワンストップ化）

輸出関連予算事業と輸出事業計画のリンク

各種輸出関連予算事業については、①**輸出事業計画の策定が必要**、又は②**優先採択等の優遇措置を受けられる**ようになります。

金融・税制による幅広い支援（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）
- 4 償還期限**
25年以内（うち据置期間3年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

金融・税制による幅広い支援（税制上の措置）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

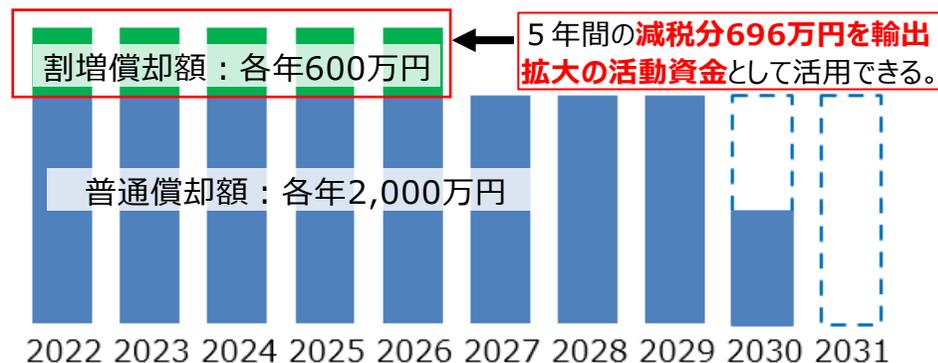
- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること
- | 年度 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 割合 | 15% | 20% | 25% | 30% | 40% | 50% |
- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
 - ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間において、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円

特例の適用イメージ



農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規制・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しましょう。農林水産省が全力でサポートします。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先 : GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



一元的な相談窓口の連絡先

農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課(輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課) ☎ 011-330-8810

東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 022-263-7071

関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 048-740-0387

北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 076-232-4233

東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 052-223-4619

近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 075-414-9101

中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 086-230-4258

九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課) ☎ 096-211-8607

沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課) ☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の
規制情報など、農林水産物・食品の
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。